

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月2日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p><u>第14条 条例第22条第4号の人事委員会規則で定める社会に貢献する活動は、次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域若しくは当該被災地の被災者が避難している地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</u></p> <p><u>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p><u>第14条 条例第22条第2号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 裁判員、証人、鑑定人及び参考人に準ずる者</u></p> <p><u>(2) 被害者参加人及びこれに準ずる者</u></p> <p><u>2 条例第22条第4号の人事委員会規則で定める社会に貢献する活動は、次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域若しくは当該被災地の被災者が避難して</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2</u>～<u>4</u> 略</p>	<p><u>いる地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</u></p> <p><u>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</u></p> <p><u>3</u>～<u>5</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。